

横浜市子どもの居場所に対する物価高騰対策支援金交付要綱

制 定 令和4年12月23日 こ地字第2252号（局長決裁）

最近改正 令和5年6月23日 こ地字第776号（局長決裁）

（趣旨）

- 第1条 この要綱は、光熱費・食材費などの物価高騰の影響を受けている、子ども食堂等市内の子どもの居場所に対し支援金を交付するため、必要な事項を定めるものである。
- 2 支援金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（用語の定義）

- 第2条 この要綱における用語の定義は、補助金規則の例による。

（補助事業者の範囲）

- 第3条 この要綱における補助事業者は、市内において、身近な地域における子どもの居場所づくりを目的とした取組を自主的に行う団体・グループであり、次の各号全てに該当する者とする。
- (1) 単一の団体・グループであること。
 - (2) 公序良俗に反しないこと、かつ特定の政治活動又は宗教的活動に関する団体・グループ等ではないこと。
 - (3) 過去に違法な活動歴がないこと。
 - (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）でないこと、又団体・グループ等に暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者がいないこと。

（補助対象期間）

- 第4条 この要綱において補助の対象となる期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日とする。

（補助対象事業）

- 第5条 支援金を交付する対象事業は、横浜市内において実施する事業とし、次の各号の全てに該当するものとする。
- (1) 感染症等に対して適切に対策を実施しながら、主に子どもを対象に食事の提供や学習支援等を行う等身近な地域における子どもの居場所づくりを目的とした取組（以下、「子ども食堂等」という。）であること。
 - (2) 申請時点で当該年度の活動実態があること。また、原則月1回以上（取組を開始した月から平均して月1回以上）継続的に開催していること。ただし、荒天やその他のやむ

を得ない事情により開催できなかった場合は、この限りではない。

- (3) 参加費が無料又は低廉（実費相当程度で子ども1回あたり300円以下を想定）であること。
- (4) 活動内容、予定を事前に周知・公表していること。
- (5) 「食事の提供を伴う取組」、「光熱費の負担のある取組」のどちらか、あるいは両方に該当すること。
- (6) 食事の提供にあたっては、食品事故防止に努めるとともに必要な衛生管理を徹底すること。また、食物アレルギーを原因とした事故等の防止に努めること。
- (7) その他市長が必要と認める条件

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当するものは対象外とする。

- (1) 営利目的又は特定の団体や個人のみが利益を受けるもの。
- (2) 政治活動又は宗教活動を目的とするもの。
- (3) 地域住民・団体構成員の交流や親睦を主な目的とするもの。
- (4) 未就学の子と親が主な対象で、仲間づくりや情報交換、育児の支援を目的としたもの。
- (5) 事業実施を伴わない調査・研究のみのもの。
- (6) 公序良俗に反するもの。
- (7) 本市から委託（指定管理含む）を受けている、又は受ける見込みのあるもの。
- (8) 本市から物価高騰対策にかかる補助・助成を受けている、又は受ける見込みのあるもの。

（支援金額）

第6条 交付額は、次の表に掲げるとおりとする。

	光熱費負担あり	光熱費負担なし
食事の提供を伴う取組	50,000円	40,000円
食事の提供を伴わない取組	15,000円	—

※ 本支援金以外に、国、県等の地方公共団体、それらの外郭団体、その他の公的団体等から物価高騰にかかる補助・助成等を受けている場合は、その額を差し引いた額を交付する。

（申請手続及び実績報告手続）

第7条 補助金規則第5条第1項の規定により市長が定める申請書の提出期限は、市長が定めた日とする。

- 2 補助金規則第5条第1項の規定により支援金の交付を受けようとする団体等が提出する書類は、「横浜市子どもの居場所に対する物価高騰対策支援金交付申請書兼実績報告書」（第1号様式）を用いなければならない。
- 3 補助金規則第14条による実績報告は、「横浜市子どもの居場所に対する物価高騰対策支援金交付申請書兼実績報告書」（第1号様式）を用いなければならない。
- 4 第1項及び第2項に定める「横浜市子どもの居場所に対する物価高騰対策支援金交付申請書兼実績報告書」（第1号様式）には、次の書類を添付しなければならない。
 - (1) 「横浜市子どもの居場所に対する物価高騰対策支援金事業概要書」（第2号様式）

- (2) 活動の内容が分かる書類（参加募集チラシやホームページの写しなど）
- (3) その他市長が必要と認める書類
- 5 補助金規則第5条第3項の規定により市長が添付を省略させることができる書類は、同条第1項第3号及び同条第2項に規定する書類とする。
- 6 補助金規則第14条第4項の規定により市長が添付を省略させることができる書類は、同条第1項第2号、第3号、第4号及び第5号に規定する書類とする。

（交付の決定）

- 第8条 市長は、前条第2項の規定に基づく支援金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、支援金を交付することが適当と認めたときは、「横浜市子どもの居場所に対する物価高騰対策支援金交付決定通知書兼額確定通知書」（第3号様式）により、申請者に通知する。
- 2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、支援金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて支援金の交付を決定することができる。
 - 3 市長は、第1項の審査の結果により、支援金の交付をしないことと決定したときは、「横浜市子どもの居場所に対する物価高騰対策支援金不交付決定通知書」（第4号様式）により通知する。

（申請の取下げ）

- 第9条 補助事業者は、第8条1項に規定する決定通知書の交付を受けた場合において、当該決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、市長が定める支援金交付申請の取下げの期日までに、「横浜市子どもの居場所に対する物価高騰対策支援金交付申請取下届出書」（第5号様式）を市長に提出するものとする。
- 2 補助金規則第9条第1項の規定により市長が定める支援金交付申請の取下げの期日は、申請者が決定通知の交付を受けた日の翌日から起算して7日後の日とする。

（支援金交付の請求）

- 第10条 補助金規則第18条第1項の規定による支援金の交付の請求は、「横浜市子どもの居場所に対する物価高騰対策支援金請求書」（第6号様式）により行わなければならない。

（交付決定の取消）

- 第11条 市長は、交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金交付の決定内容の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した支援金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。
- (1) この要綱又は支援金の交付決定の内容若しくは交付条件に違反したとき。
 - (2) 対象事業を中止したとき。
 - (3) 虚偽の申請若しくは報告又は不正の行為により支援金の交付を受けたとき。
 - (4) 第3条に該当しなくなったとき。
 - (5) その他市長が必要と認めたとき。
- 2 前項の規定に基づく支援金の交付決定の取り消しは、「横浜市子どもの居場所に対する

物価高騰対策支援金交付決定取消通知書」(第7号様式)により行うものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う支援金の返還)

第12条 補助金の交付を受けた者は、事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの支援金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した後、速やかに、「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書」(第8号様式)に必要な書類を添付し、市長へ提出しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うこと。

また、市長に報告を行った後、当該仕入控除税額を市に納付すること。

(関係書類の保存期間)

第13条 支援金を受給した団体等は、次の各号に掲げる関係書類について、日常的に整備するとともに、支援金の交付を受けた翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

- (1) 運営に関する実績
- (2) 本事業に関する書類一式

(警察本部への照会)

第14条 市長は、必要に応じ、申請者又は交付の決定を受けた者が、暴力団又は暴力団員に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

(調査)

第15条 補助金規則第27条の規定により市長は、補助対象事業者に対して、支援金の交付を受けた翌年度から起算して5年間において、補助対象事業の遂行に関する状況を調査することができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、こども青少年局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年12月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月23日から施行する。

（申請先）
横浜市長

（
申 団体所在地 〒
請 団体名称
者
） 代表者職氏名

横浜市子どもの居場所に対する物価高騰対策支援金
交付申請書兼実績報告書

横浜市子どもの居場所に対する物価高騰対策支援金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）に基づき、次のとおり横浜市子どもの居場所に対する物価高騰対策支援金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請いたします。なお、支援金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び交付要綱を遵守します。また、本申請及び実績報告の支援金額については、国、県等の地方公共団体、それらの外郭団体及びその他の公的団体等が実施する助成を受けているものは含まれていません。

1 請求対象となる取り組みの名称

2 申請金額（実績金額）

※国、県等の地方公共団体、それらの外郭団体及びその他の公的団体等からの物価高騰にかかる補助・助成等を受けている場合は、その金額を差し引いた金額

¥ _____

3 添付書類

- （1）「横浜市子どもの居場所に対する物価高騰対策支援金」事業概要書（第2号様式）
- （2）活動内容が分かる書類（募集案内やホームページの写しなど）

（担当者）氏名 _____

連絡先 _____

横浜市子どもの居場所に対する物価高騰対策支援金

事業概要書

1 団体・取組について

団体の名称	
代表者職氏名	
団体所在地	
取組名称	
取組種別 (該当するものに○をつけてください。)	食堂 ・ 学習支援 ・ その他 () ※その他の場合は () 内に詳細を記入してください。
取組目的・内容	
取組開始年月日	年 月 日

2 通常時の開催状況

実施区分 (次のいずれかに○をつけてください。)		食事の提供を伴う 光熱費の負担あり
		食事の提供を伴う 光熱費の負担なし
		食事の提供を伴わない 光熱費の負担あり
対象者		
参加費	子ども _____ 円 大人 _____ 円	
1回あたりの活動実施にかかる平均費用	_____ 円 (目安で構いません。なお、交付額に対して年間の総支出額が下回る場合は不交付となります。)	
活動内容	活動日時	参加者数
・ 令和5年4月から令和6年3月までの活動内容を記載してください。 ・ 申請時点で開催済みのものは実績を、予定のものは見込みを記載してください。	4月	
	5月	
	6月	
	7月	
	8月	

※休会している月がある場合には、休会理由を活動日時欄に記載してください。	9月		
	10月		
	11月		
	12月		
	1月		
	2月		
	3月		
実施場所	施設名		
	住所		

3 国、県等の地方公共団体、それらの外郭団体及びその他の公的団体等からの物価高騰にかかる補助・助成等について
 (※該当するものに☑をつけてください。なお(3)に該当がある場合は、名称・金額・金額のうち物価高騰にかかる金額についても記載してください。)

(1) 今年度、神奈川県子ども食堂応援事業協力金を受けている、もしくは受ける予定がある。	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない
(2) 今年度、国、県等の地方公共団体、それらの外郭団体及びその他の公的団体等から、(1)以外の物価高騰にかかる補助・助成等を受けているもしくは受ける予定がある。	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない
●補助・助成の名称： _____ ●補助・助成金額： _____ 円 ●補助・助成金額のうち物価高騰にかかる金額： _____ 円	

<情報提供希望調査>

今後、横浜市からの、助成金や寄付の申し出に関する情報提供を希望しますか。
 (原則、メール送付。該当するものに○をつけてください。)

希望する →メールアドレスを記入 Eメール： _____
希望しない

(団体名称)

(代表者職氏名) 様

横浜市長

横浜市子どもの居場所に対する物価高騰対策支援金
交付決定通知書兼額確定通知書

年 月 日付で申請のありました、横浜市子どもの居場所に対する物価高騰対策支援金については、次のとおり交付決定及び額確定をしましたので通知します。

1 交付金額 _____ 円

2 交付対象取組 _____

3 交付時期 _____

4 交付条件

- (1) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除額が確定した場合は、「横浜市子どもの居場所に対する物価高騰対策支援金」に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第8号様式）により速やかに市長に報告しなければならない。また、市長は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- (3) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

5 備考

(担当)

（団体名称）

（代表者職氏名） 様

横浜市長

横浜市子どもの居場所に対する物価高騰対策支援金
不交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました、横浜市子どもの居場所に対する物価高騰対策支援金については、不交付と決定したので通知します。

1 対象取組 _____

2 理由 _____

（担当）

年 月 日

（届出先）
横浜市長

（届出者）
団体所在地
団体名称
代表者職氏名
取組名

横浜市子どもの居場所に対する物価高騰対策支援金
交付申請取下届出書

年 月 日付で交付決定のありました、横浜市子どもの居場所に対する物価高騰対策支援金について、横浜市子どもの居場所に対する物価高騰対策支援金交付要綱第9条第1項の規定に基づき、次のとおり申請を取り下げます。

1 補助金交付決定額 _____ 円

2 理由

横浜市子どもの居場所に対する物価高騰対策支援金請求書

¥ _____

年 月 日 第 号で交付決定のありました、横浜市子どもの居場所に対する物価高騰対策支援金について、次のとおり請求します。

年 月 日

(請求先)
横浜市長

(請求者)
団体所在地
団体名称
代表者職氏名

印

※請求委任や受領委任を行わない場合は
請求書の押印を省略できます。

【振込先】

Table with columns for request amount, financial institution, account type, and account name. Includes sub-headers like '振込先口座' and '金融機関'.

※ ゆうちょ銀行の場合は、振込用の店名(漢数字)・預金種目・口座番号を記入してください。

※ 代表者氏名と口座名義人が異なる場合は、下欄に記入・押印をお願いします。

Form area for representative name, account name, and address. Includes fields for '代表者氏名', '口座名義人氏名', and '口座名義人住所'.

第 号
年 月 日

(団体名)
(代表者名)

様

横浜市長

横浜市子どもの居場所に対する物価高騰対策支援金
交付決定取消通知書

年 月 日付で交付決定した横浜市子どもの居場所に対する物価高騰対策支援金について、次のとおり取消しましたので、通知します。

1 取消額 _____ 円

2 取消理由

(請求先)
横浜市長

(請求者)
団体所在地
団体名称
代表者職氏名
取組名

横浜市子どもの居場所に対する物価高騰対策支援金に係る
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付 第 号により交付決定のあった横浜市子どもの居場所に対する物価高騰対策支援金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、次のとおり報告します。

- 1 横浜市から交付された支援金の額の確定額
金 _____ 円
- 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
金 _____ 円
- 3 支援金の額の確定までに減額した仕入控除税額
金 _____ 円
- 4 支援金返還額（2から3の額を差し引いた額）
金 _____ 円
- 5 添付資料
 - (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類（別紙1）
 - (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書(写し)
 - (3) 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表(写し)

第8号様式 別紙1 (仕入控除税額がない場合)

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 団体名称
- 2 団体所在地
- 3 代表者職氏名
- 4 取組名
- 5 当該支援金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額がない理由

第8号様式 別紙1 (仕入控除税額がある場合)

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 団体名称
- 2 団体所在地
- 3 代表者職氏名
- 4 取組名
- 5 支援金(申請・実績・確定)額 金 円
- 6 当該支援金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 金 円
- 7 6の計算方法や積算の内訳

(1) 補助対象経費(支援金の使途)の内訳

区分	課税仕入れ	課税売上げ	非課税売上げ	共通対応分	非課税仕入れ	合計
		対応分	対応分			
経費の内訳						
	計					

(2) 課税売上割合 %

(3) 支援金に係る仕入控除税額の計算方法